

★ 総合福祉会館使用料金 ★

室名	階	定員 (人)	平日		日曜及び休日		付 属 設 備
			午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)	
			ホー ル	5	450	1,650円	
視聴覚研修室	5	64	1,340円	1,850円	1,850円	2,160円	テーブル、いす、ホワイトボード、 演台、有線マイク、ワイヤレスマイク、 映写スクリーン
第1研修室	5	24	510円	720円	720円	820円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第2研修室	5	40	620円	820円	820円	1,030円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第3研修室	4	28	510円	720円	720円	820円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第1会議室	5	10	310円	410円	410円	510円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第2会議室	5	8	310円	410円	410円	510円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第3会議室	5	16	310円	410円	410円	510円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第4会議室	7	30	720円	1,030円	1,030円	1,230円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第5会議室	7	20	410円	620円	620円	720円	テーブル、いす、ホワイトボード、 映写スクリーン
第6会議室	4	36	510円	720円	720円	820円	テーブル、いす、ホワイトボード
第1音楽室	7	450	3,090円	4,110円	4,110円	5,140円	有線マイク、ワイヤレスマイク、 指揮台、CDプレーヤー、カセットデッキ、 グランドピアノ、譜面台、ホワイトボード 弦バスいす、いす
第2音楽室	7	60	1,030円	1,440円	1,440円	1,650円	いす、アップライトピアノ、譜面台 指揮台、ホワイトボード

総合福祉会館 4階・5階・7階貸室を、福祉目的で利用する場合は、使用料が全額減免となります。

総合福祉会館条例（抄）

（使用料）

第7条3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

総合福祉会館条例施行規則（抄）

（使用料の減免手続き）

第3条 条例第7条第3項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

総合福祉会館使用許可事務取扱要綱（抄）

（使用料減免の対象及び割合）

第3条 条例第7条第3項に規定する使用料の減免の対象及び割合は、次に掲げるとおりとする。

- (2) 次に掲げる者のための会議、講習会、講演会、研修会、訓練会、相談会、集い、展示会、バザー等を行う場合 全額
 - ア 高齢者、身体障害者及び知的障害者並びにその家族
 - イ 母子・父子家庭の者
 - ウ その他福祉関係の援助を必要とする者

※精神障害者並びにその家族のための貸室利用も減免対象となります。